

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護人員確認表（単独・従来型）

記 入 年 月 日	年 月 日
事 業 所 名	

□留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

項 目	内 容	適	不適	根拠																																
1 従業者の員数・資格  ※指定短期入所生活介護事業と指定介護予防短期入所生活介護事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合について、指定介護予防短期入所生活介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。	<p>必要な人員が配置されているか。(下表に前月分の人数記載の上各職種について基準を満たすかチェック)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; width: fit-content;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種 勤務形態別配置数</th><th style="width: 10%;">医師</th><th style="width: 10%;">生活相談員</th><th style="width: 10%;">看護職員</th><th style="width: 10%;">介護職員</th><th style="width: 10%;">栄養士</th><th style="width: 10%;">機器訓練指導員</th><th style="width: 10%;">調理員その他の従業者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※上記の常勤換算数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(参考)常勤換算数の算出方法は以下の通り</p> <p>A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計( 時間)  B 常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数( 時間)  C A ÷ B = ( 人) 小数点第二位以下切り捨て  常勤換算数 = 常勤の従業者の人数 + C</p> <p>※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は週32時間とする。  ※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30時間として扱い可能。</p> <p>(医師)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名以上置いているか。</li> </ul> <p>(生活相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常勤換算方法で、利用者の数(前年度の平均人数とする。以下同じ)が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。  (例) 利用者 100人まで 常勤換算方法で 1人  利用者 100人超~200人 常勤換算方法で 2人</li> <li>うち1人以上は常勤か。</li> <li>資格は適切か。(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員のいずれかを持っているか。)</li> </ul>	職種 勤務形態別配置数	医師	生活相談員	看護職員	介護職員	栄養士	機器訓練指導員	調理員その他の従業者	常勤								非常勤								※上記の常勤換算数										老企第25号 第3-8-1 府基準149 府予基準131
職種 勤務形態別配置数	医師	生活相談員	看護職員	介護職員	栄養士	機器訓練指導員	調理員その他の従業者																													
常勤																																				
非常勤																																				
※上記の常勤換算数																																				

(介護職員又は看護職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員又は看護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</li> <li>・介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。</li> <li>・資格は適切か。(看護職員は看護師、准看護師の資格を持っているか。介護職員は資格要件なし)</li> <li>・常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</li> <li>・夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数は適切か。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)利用者の数が25以下……………1以上</li> <li>(2) " 26以上60以下………2以上</li> <li>(3) " 61以上80以下………3以上</li> <li>(4) " 81以上100以下………4以上</li> <li>(5) " 101以上……………4に利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<small>府基準 158 府予基準147</small>	<small>HI2 厚告29 I イ</small>
(栄養士)	<p>・1名以上置いているか。</p> <p>※但し、利用定員が40名を超えない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより、当該事業所の効率的な運営を期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは栄養士を置かないことができる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
(機能訓練指導員)	<p>・1名以上置いているか。</p> <p>※機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>・資格は適切か。(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師(資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導の実務経験を有すること))の資格を持っているか。)</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
(調理員その他の従業員)	<p>・当該指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)事業所の実情に応じた適當数を置いているか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
3 管理者	<p>常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。</p> <p>イ 当該指定特定施設における他の職務に従事する場合  <input type="checkbox"/> 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。</p> <p>兼務状況(事業所名： ) (職種： )</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<small>老企第25号 第3-8-1(5) 府基準 150 府予基準 132</small>		
	<p>管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<small>法75則131 法115の5 則140の22</small>		